毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

号外
令和8年1月30日

主要目次

規則

○ 生活保護法施行細則の一部を改正する規則　一

## 規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月三十日

千葉県知事　熊谷俊人

### 千葉県規則第一号

**生活保護法施行細則の一部を改正する規則**

生活保護法施行細則（平成二年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第三条から第七条までを削る。

第八条の見出し中「、届出書」を削り、同条第一項第一号中「別記第二十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項第二号中「別記第二十一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同項第三号中「別記第二十二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同条第二項を次のように改める。

２　法第四十一条第二項に規定する申請書は、保護施設設置認可申請書（別記第四号様式）によるものとする。

第八条を第三条とする。

第九条及び第十条を削る。

別記第一号様式から第十九号様式までを削り、別記第二十号様式中「第八条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第二十一号様式中「第八条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第二十二号様式中「第八条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第二十三号様式から第二十四号様式までを削る。

別記第二十五号様式中「第八条第二項第二号」を「第三条第二項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第二十六号様式から第三十一号様式までを削る。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、令和八年二月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

県報　千葉　号外第６号　令和８年１月30日（金曜日）

購読料　本号　一部　六円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県　〇四三（二二三）二六五八